

## 平成 29 年度 地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成 29 年 8 月 24 日  
本 部 事 務 局

関西広域連合から提案を行った 32 項目のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された 2 項目について、所管府省の第 1 次回答が示されたことから、その回答に対する意見を下記のとおり内閣府に提出しました。

## 1 所管府省の第 1 次回答の結果

回答結果	項目数	提案内容
対応不可	2	①広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ②一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲

## 2 所管府省の第 1 次回答及び関西広域連合の意見

## (1) 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

提案内容	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
府省意見	広域連合の処理する事務に係る規約の変更にあたっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だつて総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、国の最小限度の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第 291 条の 2 第 4 項に基づく広域連合の長の要請等に際して、 <u>広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できず、届出制とすることは適当ではない。</u>
連合意見	地方分権改革提案募集では、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定され、それに応じた調整がされた上で、最終的には閣議において方針が決定されるものであり、このような案件について、後に他の行政機関が関係を有することが判明し、事後的に取り消すこととなることは想定しづらく、届出制としても問題はないと考える。

## (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲

提案内容	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（貸し切りバスを除く）に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。
府省意見	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際し、主に輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査を行っている。 <u>輸送の安全確保及び利用者の利益の保護を十分に図るためには、その性質上地域ごとに差異を設けるべきでなく、全国一律の基準の下で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが不可欠であり、許認可等権限は国に存置する必要がある。</u>

連合 意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「輸送の安全性の確保」については、全国一律の基準が必要であるとしても、基準を示した上で、地方に任せることが可能である。</li> <li>・ 「利用者の利益の保護」については、利用者の利益には「地域の特性」が含まれると考えられることから、利用者により近い立場にある地方に任せてこそ、最も効率的かつ効果的な判断ができると考える。</li> <li>・ 関西広域連合では、「平成30年度国の予算編成等に対する提案」の中で、地方分権改革の新たな手法として「権限移譲に係る実証実験制度の創設」を提案しており、そのことも踏まえて地方への権限移譲を前向きに検討すべき。 以上のことから、権限を地方に移譲すべきである。</li> </ul>
----------	--

### 3 今後のスケジュール

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 9月上旬～中旬     | ○関係府省への再検討要請            |
| 10月上旬～11月中旬 | ○内閣府と関係府省との最終調整         |
| 12月中下旬      | ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定） |